

東広島市立河内中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめ問題に取り組むことが重要である。

このため、河内中学校として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「河内中学校いじめ防止基本方針」を定め、国・県・市町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多少のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 河内中学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として取組みを推進する。

（1）いじめの未然防止

生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実に努める。

（2）生徒の主体的な活動の支援

生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、生徒会活動の中で、いじめの防止等のための活動を行う等、生徒の主体的な活動を支援する。

（3）いじめの早期発見・早期対応

いじめられている生徒を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談（教職員による教育相談及び心のサポーター等）を進めるとともに、日常的な実態の把握により、生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

（４）いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第 22 条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

（５）学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA 及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で生徒を見守り育てる。

４ 河内中学校におけるいじめの防止等に関する取組

河内中学校は「河内中学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止等のための対策を推進する。

（１）いじめの防止等に係る組織

相談機能の充実や関係機関等との連携によるいじめ防止に向けた体制、法の定める「重大事態」の調査を行うための組織は、次のとおりとする。

ア 東広島市学校生活相談事業ネットワーク

学校生活相談事業ネットワーク及び関係機関との連携を密に行い、相談・指導方法に関する連絡協議会等を実施し、相談機関の指導内容・方法の充実を図りいじめや不登校等の問題の解決に向けた取組を行う。

イ 付属機関の設置

本校における重大事態のうち、東広島市教育委員会が調査を必要と判断したものについて公平性・中立性を確保した調査を行うため、第三者の専門家（心理や福祉の専門家、学識経験者、元警察官及び弁護士等）により構成する付属機関を設置する。

「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項による）

「重大事態」とは次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより該当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（２）いじめの防止等に関する取組

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を進める。（「ひがしひろしま教育の日」等で「命の尊さ」について考える学習や集会を実施する。）

イ いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、東広島市教育委員会、関係機関、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。

ウ いじめの防止等について、生徒が一人で悩むことがないよう、生徒が気軽に相談できる教育相談体制を学校内外に整備し、周知する。

- エ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動等、家庭への支援を行う。
- オ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。
- カ いじめの防止や早期発見・早期対応のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。
- キ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を進める。
- ク いじめの防止等のための取組が、総合的かつ効果的に推進されるよう、生徒・保護者に対し必要な指導・支援を行うとともに助言する。

5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、いじめの防止のため、「河内中学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「河内中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) 「河内中学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 本校の生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れる等、地域を巻き込んだ方針とする。
- ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を作成し、実効性のあるものとする。
- エ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

(2) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織（「いじめ防止委員会」）を設置する。
- イ 「いじめ防止委員会」を、校務運営組織に位置づける。

(3) いじめの防止等に係る生徒への指導

- ア どのような行為がいじめにあたるのか、いじめられた生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ ソーシャル・トレーニング等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等につたえることは、適切な行動であることを理解させる。

(4) 生徒の主体的な活動の支援

生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、生徒が主体的に活動できるよう支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(7) 重大事態発生時の対応

調査組織（プロジェクトチーム等）を編成するとともに、対応フロー図を作成する。

6 重大事態への取組

重大事態が発生した場合、学校は、速やかに学校の設置者に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

(1) 本校としての重大事態発生時の取組

ア 重大事態が発生した場合、学校は東広島市教育委員会に報告する。

イ 市教育委員会の判断により、調査組織を学校に置き、調査する。

ウ 学校は、「いじめ防止委員会」等を中心としたプロジェクトチームを設置し、東広島市教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談等の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を東広島市教育委員会に報告する。

エ 学校は、調査結果を東広島市教育委員会に報告する。

オ 重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会と緊密な連携を行い事案解決に向けて取組を行う。

カ 東広島市教育委員会が必要と判断した場合は、市長が承認し付属機関が調査を行う。

7 見直し

河内中学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

8 生徒指導年間計画

※月1回スクールカウンセラーとの連携（カウンセラー勤務日にあわせて実施）

※生徒指導部会の開催（教職員間の情報交換及び課題の解決、不登校対策委員会も兼ねる）

※昼休憩の校内巡視（問題の未然防止、生徒とのコミュニケーションを図る）

※生活ノートの提出・個人面談（生徒実態の把握及びコミュニケーションを図る）

※生活指導（生徒朝会における指導講話）

※生活美化委員会活動（朝のHRでの生活点検）

※PTAのあいさつ運動等に合わせた朝の交通指導

※定期試験前の部活動停止の期間及び定期テスト時における下校及び交通指導

※年間3回の生徒相談月間における生徒アンケート、個別面談の実施（6月・11月・2月）

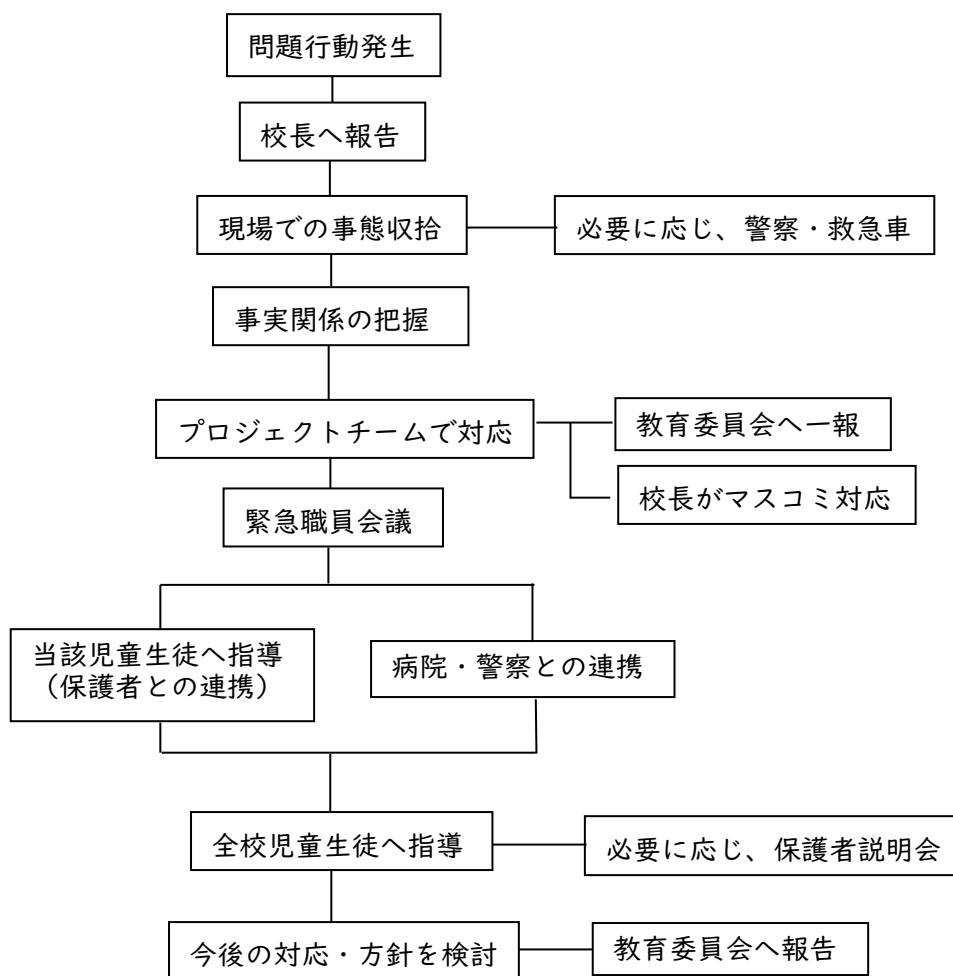
※スクールカウンセラーと心のサポーターによる全生徒面談の実施

月 日	PDCA サイクル	取 り 組 み	概 要
4 月	P P P C D D	○生徒指導推進計画の立案 生徒指導体制の確立 ○部活動顧問会議 ○部活動部長会議 ○職員研修（生徒理解） ○生活指導(全体・学年・学級) 清掃・給食指導 ○交通安全指導（新入生）	○生徒指導推進計画及び生徒指導体制について 研修(昨年度の反省をふまえて) ○部活動についての研修 ○部活動のリーダー育成 ○課題ある生徒の実態交流研修 ○学年・学級開きにおいて生徒へ指導 集会での講話と委員会活動 ○交通安全教室(警察との連携)
5 月	D D C D	○家庭訪問 ○部活動参観及び懇談会(活動方針) ○職員研修（生徒理解） ○小中連携	○学校と家庭の連携（生徒理解） ○学校と保護者との連携(学校理解) ○不登校・問題行動生徒についての研修 ○校区協
6 月	C C D D	○衣替え ○個人面談（生活アンケート） ○運動会 ○授業参観及び学級懇談会	○衣替えを機に身だしなみの指導 ○カウンセリングマインド(生徒理解) ○生徒会執行部の指導 ○授業参観と保護者との連携（学校理解）
7 月	D D C	○非行防止教室 (SNSトラブル未然防止教室) ○夏休みの過ごし方 ○三者懇談会	○警察と連携した生徒対象の実施 ○夏休みの生活について学級での指導 ○学校と保護者との連携(生徒理解)
8 月	C D C C	○生活指導(全体・学年・学級) ○奉仕作業 ○職員研修 ○小中連携	○登校日において生徒の様子の把握 ○学校と保護者との連携 ○生徒実態に応じて研修会 ○生徒指導に関わっての連携（校区協）
9 月	C D D	○生活指導(全体・学年・学級) ○犯罪防止教室 ○部活動部長会議	○長期休業をあけて生徒実態把握及び指導 ○警察と株式会社 NTT ドコモと連携した生徒 対象の防犯教室の実施 ○部活動のリーダーの育成
10 月	C C D D	○衣替え ○学級懇談会 ○生活指導(全体・学級) ○文化祭 ○職員研修 ○参観授業及び学級懇談会	○衣替えを機に身だしなみの指導 ○学校と保護者との連携(生徒理解) ○後期スタートにあたって集会での指導講話と 各学級での指導 ○生徒会執行部の指導 ○生徒実態に応じて研修会 ○学校と保護者との連携(学校理解)

11月	D D C D D	○交通安全指導・校外巡視 ○学校へ行こう週間 ○個人面談（生活アンケート） ○避難訓練 ○薬物乱用防止教室	○交通指導・校外巡視 ○学校公開（学校理解） ○カウンセリングマインド(生徒理解) ○消防署と連携し緊急時の指導 ○薬剤師等と連携して生徒対象に実施
12月	D D C	○小中連携 ○三者懇談会 ○冬休みの過ごし方	○校区協 ○学校と保護者との連携(生徒理解) ○冬休みの生活について学級での指導
1月	A A A	○生活指導(全体・学年・学級) ○部活動顧問会議 ○部活動部長会議	○長期休業をあけて生徒実態把握及び指導 ○部活動についての研修 ○部活動のリーダーの育成(新部長)
2月	D A C	○入学説明会 ○職員研修 ○個人面談（生活アンケート）	○学校と保護者との連携(学校理解) ○生徒実態に応じて研修会 ○カウンセリングマインド(生徒理解)
3月	A D D P	○学級懇談会 ○春休みの過ごし方 ○小中連絡会 ○来年度の生徒指導推進計画	○学校と保護者との連携(生徒理解) ○春休みの生活について学級での指導 ○小学校と中学校の連携 ○今年度の反省をふまえての計画立案

いじめ発生時の対応マニュアル

東広島市立河内中学校



- 1 複数の教職員で現場に急行し、事態を收拾するとともに、校長に報告する。
- 2 当該児童生徒から迅速に事情を聴き、事実関係を正確に把握する（当該児童生徒が複数の場合は別々に事情を聴く。）
- 3 重大な事件・事故は、速やかに警察等に連絡する。救急措置が必要な場合は、救急車を呼ぶ。
- 4 重大な問題行動に対しては、プロジェクトチームをつくり、生徒指導主事等が中心となり組織的に対応する。また別にフロー図を示す。
- 5 職員会議において、校長が事件の状況を説明し、対応方針、教職員の役割分担、今後の日程等について指示する。
- 6 全校児童生徒への指導においては、混乱を起こさないこと、プライバシーを守ることを基本に行う。被害児童生徒及び保護者の了解を取っておくことが必要である。
- 7 二度と事件を起こさないための未然防止の在り方について、検討する。